

# ・ ・ ・ 受益者区分の例 ・ ・ ・

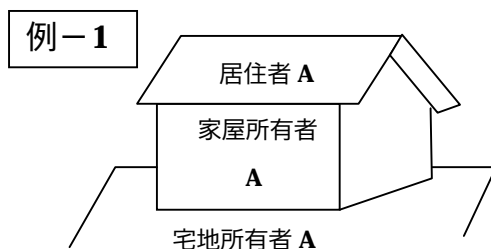
(下水道受益者分担金)

## 《受益者とは》

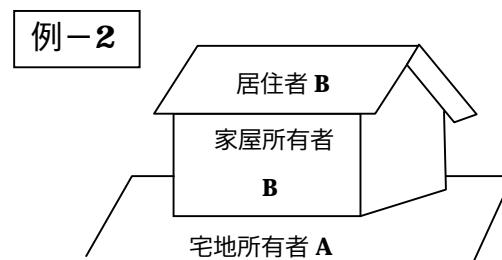
公共下水道の整備区域内にある宅地（住居、事務所、事業所、学校、その他排水を排除する建築物の敷地である土地をいう。）の所有者が、分担金を納める人（受益者）です。**例-1**

ただし、宅地を借り、その宅地に住宅を建てている場合は、その建物を所有している方と、宅地を所有している方の双方で協議の上、分担金を納める人（受益者）を決めてください。**例-2**

また、納めていただく分担金は、**1宅地当たり173,000円**です。



宅地所有者・家屋所有者・居住者  
が同じ場合  
分担金を納める人は…A



家屋所有者と居住者が同一で宅地の  
所有者が異なる場合  
分担金を納める人は…A 又は B

## 参考

「郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例」（抜粋）

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する宅地（住居、事務所、事業所、学校その他の排水を排除する建築物の敷地である土地をいう。以下同じ。）の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設置された地上権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている宅地については、当該宅地の所有者又は当該宅地の地上権者、質権者、使用借主若しくは賃借人をいう。

第5条 受益者は、前条第1項の規定による公告のあった日後において、管理者の定める日までに規則で定める申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が宅地の所有者以外の受益者であるときは、当該申告書には宅地の所有者と連記押印しなければならない。

第6条 管理者は、前条の規定による申告書が同条第1項の管理者の定める日までに提出されなかった場合又は申告書に記載された事項が事実と異なると認めた場合においては、申告によらないで受益者その他の申告すべき事項を認定することができる。